

令和8年度 生徒指導激励助成事業募集要項

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 新潟支部

生徒指導激励助成事業は、新潟県内で、生徒指導に全力で取り組み、いじめや不登校の課題解決に向けて成果を挙げている学校、並びに環境づくりを意欲的に進め、好ましい人間関係づくりに向けて成果を挙げている園に対して助成する教育振興事業の教育研究助成事業です。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 新潟支部
(以下「新潟支部」という)

2 助成要件

(1) 助成の趣旨

新潟県内で生徒指導に成果を上げている学校、人間関係づくりに成果を上げている園を対象とした助成を通して学校教育の向上発展に寄与します。

(2) 助成の対象にならないもの

- ① 他の機関からの委託によるもの
- ② 自己の財源によって十分に活動ができるもの

(3) 募集対象

新潟県内で生徒指導に成果を上げている学校、人間関係づくりに成果を上げている園

(4) 対象となる園・学校

- ① 幼稚園・認定こども園30園、小学校110校、中学校65校、
高等学校・中等教育学校等35校、特別支援学校10校
- ② 各園協会・校長会等が推薦する学校

(5) 応募条件

選考基準に基づいた活動で多大な成果を挙げている園・学校

(6) 募集期間

令和8年5月7日(木)～令和8年6月19日(金)

(7) スケジュール

- ① 令和8年7月中旬 選考を行います。
- ② 令和8年7月下旬 選考結果を連絡します。
- ③ 令和8年8月以降 事務局が助成金を振り込み、担当参事が目録を贈呈します。
- ④ 令和9年2月12日(金) 報告書の提出締切

(8) 応募方法

- ① 各園協会・校長会等から推薦を受けた園・学校は、申請書(当会ホームページからダウンロード)を、各園協会・校長会事務局に提出してください。
- ② 申請書の提出期限は、各園協会・校長会等からの指示に従ってください。
- ③ 新潟支部への最終的な申請書提出締切は6月19日(金)です。

3 助成金額

1団体当たり10万円以内とします。

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- (1) 人件費(外部講師の謝礼は可)
- (2) 団体の一般管理費(例:懇親会等の飲食費)等
- (3) 旅費交通費(外部講師の交通費は可)

(4) その他事業に関係ない講習会費、物品購入費等

※ 助成後、対象外費用に使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。

また、安全管理上、助成金は口座振込としますので、申請書に必要事項を記入してください。園・学校へは、目録を贈呈します。

4 選考

(1) 選考方法

① 教育振興事業選考委員会での選考後、幹事会の決議を経て、支部長が助成対象園・校を決定します。

② 選考結果を、7月中旬頃、各園協会・校長会に文書で通知します。

(2) 選考基準

① 生徒指導に成果を挙げている学校、人間関係づくりに成果を挙げている園

② 校長会、園協会が推薦する学校・園

5 助成対象園・学校の義務等

対象園・校は、申請書の内容に従って助成金を使用します。使用する際には、必ず領収書（コピー可、A4用紙にのり付け）を取り、「報告書」（当会ホームページからダウンロード）と一緒に提出してください。

提出先は、新潟支部「生徒指導激励助成事業係」です。

報告書の提出期限は、令和9年2月12日（金）です。

なお、提出された報告書・資料等は、当会が公表できるものとします。

6 個人情報の取り扱い

(1) 申請書・報告書等に記入された個人情報は、選考・選考結果の通知及び当会事業報告のために使用します。

(2) 助成が決定した場合は、申請書に記載された助成対象園・校の名前及び活動等を、ホームページ、広報誌等で公表することがあります。

7 その他注意事項

(1) 各園協会・校長会から推薦を受けた園・学校以外は、応募できません。また、提出された書類等は返却しません。

(2) 万一、故意の虚偽記載等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けません。

(3) 選考結果に関する問い合わせには回答しません。

8 問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会新潟支部

〒950-0087

（新潟支部住所）新潟市中央区東大通 2-5-8 東大通野村ビル 8階

（担当者名）専任幹事 山田 哲哉

TEL：025-244-0025

FAX：025-244-8991

E-MAIL：niigata@nikkyoko.or.jp

URL：<https://www.niigatakyoko.jp/>